

税制こう変わる	
☹ 増税 😊 減税	
2015年1月	☹ [相続税] 基礎控除を4割縮小※
	☹ [所得税] 最高税率40%→45%に※
	😊 [贈与税] 住宅資金の非課税枠、 1000万円→1500万円に (16年以降は1200万円)
4月	☹ [自動車取得税・自動車重量税] エコカー減税の対象車を 絞り込み
	☹ [軽自動車税] 新車は7200円→1万800円※
	😊 電気自動車は75%減税、 燃費のいいガソリン車は 最大50%減税
	😊 [贈与税] 結婚・出産・子育て費用で 非課税枠(1000万円)創設
	😊 [法人税] 実効税率を2.51%下げ(翌年 と合わせ2年で3.29%下げ)
	☹ [給与所得控除] 年収1200万円超の会社員 は230万円に縮小※
16年1月	😊 [NISA] 非課税投資枠を拡大、 100万→120万円
	😊 非課税投資枠80万円の 「子ども版NISA」創設
4月	☹ [たばこ税] 「わかば」など6銘柄の軽減 特例を段階的に廃止
10月	😊 [贈与税] 住宅資金の非課税枠、 3000万円に拡大
17年1月	☹ [給与所得控除] 年収1000万円超の会社 員は220万円に縮小※
4月	☹ [消費税] 10%に引き上げ

(注) ※は14年度以前の改正で決定済み

2015年度の税制改正大綱は、安倍政権が成長戦略に掲げる法人税改革や地方活性化に目配りした内容となった。若年層への資金移転を促す贈与税の非課税制度の拡充も盛り込んだ。ポイントを解説する。(1面参照)